

報 第1号

平成 27 年広島県議会 12 月定例会に提案された 条例案に対する意見について

平成 27 年広島県議会 12 月定例会に提案された条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 4 項の規定によって県議会から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和 53 年広島県教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項の規定によって、当該条例案が適当である旨を回答することについて臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めます。

平成 27 年 12 月 22 日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

1 臨時に代理した理由

平成 27 年広島県議会 12 月定例会に提案された条例案について、県議会からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案について

3 臨時代理年月日

平成 27 年 12 月 7 日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項

(条例による事務処理の特例)

第 55 条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができます。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

4 都道府県の議会は、第 1 項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 教育長に対する権限委任規則第 3 条

第 3 条 教育長は、第 1 条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

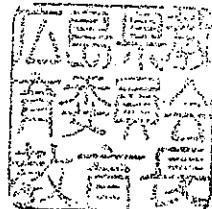
2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

平成 27 年 12 月 7 日

広島県議会議長
平田修己様

広島県教育委員会教育長

下崎邦明



条例案に係る意見について

平成 27 年 12 月 7 日付で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の規定により意見を求められた次の条例案については、適当と考えます。

県第 102 号議案 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める
条例の一部を改正する条例案

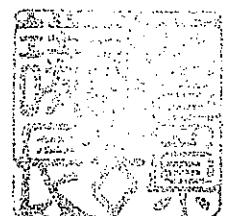
平成27年12月7日

広島県教育委員会教育長

下 崎 邦 明 殿

広島県議会議長

平 田 修 己



条例案に係る意見聴取について

12月定例会に提案された次の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

県第102号議案 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案

県第百一号議案

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

平成二十七年十二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県教育委員会の事務を市町が
処理する特例を定める条例の一部
を改正する条例案

広島県教育委員会の事務を市町が
処理する特例を定める条例の一部
を改正する条例

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十二年広島県条例第
十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表の第一号及び第二号中「東広島市」の下に「廿日市市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる市町を追加するため、この条例案を提出する。

(県第百二号議案)

広島県教育委員会の事務を市町が
処理する特例を定める条例の一部
を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる市町を追加するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

教育委員会の権限に属する次の表の上欄に掲げる事務を処理する特例の対象となる市町として、同表の下欄に掲げる市町を追加する。

事務	対象市町
文化財保護法に基づく事務のうち、埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受付、指示及び命令等	廿日市市

三 施行期日

平成二十八年四月一日

四 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとした事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。